

設計単価等決定要領

1. 適用

この要領は、佐賀県（地域交流部、農林水産部、県土整備部）が発注する工事・業務の積算に適用する。

ただし、建築など工事種別により、別途定めがある場合は適用しない。

2. 用語の定義

- (1) 物価資料：建設物価調査会が発行する「月刊建設物価」及び経済調査会が発行する「月刊積算資料」など
- (2) 見積書：メーカー、商社、施工業者、コンサルタント等から見積りを徴収したもの
- (3) 公表価格：メーカーが一般に公表している需要者渡し価格（建値、定価等）
- (4) 実勢価格：販売価格を割り引いて契約される価格
- (5) 価格表：カタログ等に添付してある価格表の価格
- (6) 歩掛：労務、材料、機械等の規格や所要量や単価を工種及び業務毎に設定したもの
- (7) 特別調査：特殊な資材価格で、市況の取引状況を調査して設計資材価格とするもの

3. 決定方法

(1) 設計労務単価

工事・業務の積算に用いる設計労務単価は、公共工事設計労務単価、機械設備工事積算に係わる標準賃金、電気通信関係技術者等単価及び設計業務委託等技術者単価によるものとする。

(2) 建設資材等単価

工事・業務の積算に用いる建設資材、電気通信における機器・工場製作原価・材料、機械設備における材料・部品・機器単体などの建設資材等単価の決定については、以下1)～4)の順序とする。

1) 県統一単価

県統一単価は、建設・技術課にて単価調査を行ない決定している単価とする。

2) 物価資料等に掲載されている単価

両方の物価資料に掲載されている場合は、建設物価及び積算資料の平均単価とする。

同一物価資料内に地区資材単価「佐賀」と「九州」が掲載されるなど複数の地区資材単

価の掲載がある場合は、優先順位を 佐賀、九州、全国、福岡とし、各々の物価資料から優先順位の高いものを抽出して平均単価とする。

片方の物価資料に掲載されている場合は、その単価とする。

公表価格の資材は原則使用しないものとする。ただし、割引率（値引き額）が掲載されている場合は、これを通じ（減じ）た額を設計単価として使用するものとする。

3) 物価資料等の掲載品と類似する資材を使用して算出する単価

二次製品等において、県統一単価及び物価資料等に掲載されていないが、一般的に製造され市況にあるものは、次のとおり算出する。

中間サイズの場合（規格が異なる場合）

$$\text{類似品単価} = \text{A 類似品の価格表単価} \times \frac{\text{B 直近上位の掲載単価}}{\text{B' 直近上位の価格表単価 (又は見積単価)}}$$

ただし、 $A \cdot B \cdot B'$ の額は下記の範囲とする。

$$\frac{A}{B} \cdot B'$$

なお、直近上位とは、統一単価表及び物価資料等に掲載されている直近上位額のサイズをいう。また、 $A \cdot B$ は同品目とする。

種類又は品目が異なる場合

$$\text{類似品単価} = \text{A 類似品の価格表単価} \times \frac{\text{B 掲載単価}}{\text{B' 価格表単価 (又は見積価格)}}$$

ただし、B の対象サイズは原則として類似品サイズとするが、掲載されていない場合は直近サイズを用いる。

4) 特別調査により決定する単価

特別調査に該当する要件

イ) 1 工事当たりの資材調達価格（数量 × 資材価格）が 500 万円以上または資材価格が 50 万円以上の資材（電気通信の機器価格及び工場製作原価並びに機械設備の機械単体価格は除く）物価資料に掲載されている単価は除く

（資材例）：PC 桁、大型ゴム支承、大型プレキャスト製品等

ロ) ダム、トンネルなどに使用する火薬、電気雷管で、1 工事当たりの使用量が火薬 1 t 以上、電気雷管 2,000 個以上

ハ) 1 工事当たりのセメントの使用量が 1,000 t 以上

ニ) 1 工事当たりの砂若しくは砂利の使用量が 3,000m³ 以上、新規土の使用数量が 3,000m³ 以上

5) 見積により決定する単価

上記 1) ~ 4) により単価が決定できない資材は、見積により単価を決定する。

見積依頼

見積を徴収する場合は、原則として文書により依頼するものとし、依頼者は所属の長（積算業務を委託する場合は、業務受託者）とする。

なお、依頼文書の発送や見積書の受理については、メール等を活用することも可能とする。

見積条件の明示

見積依頼文書には「規格」「形状寸法」「単位」「数量」「荷受場所(原則、現場渡しとする。但し、H型鋼組立式橋梁用桁・PC桁・施設機械等を除く)」「提出期限」「見積価格は実勢取引価格であること」等の条件と「提出された見積書は本要領により取り扱うこと」を明示するとともに、提出される見積書には「見積価格は消費税抜き」「見積有効期限」「見積の情報開示請求時の取扱い」記載して作成するよう明示すること。

見積依頼先

起工時・変更時の見積依頼先は、原則としてメーカーや代理店・販売会社等から選定し、可能な限り多くの会社（最低3社以上）へ見積依頼を行うものとする。

ただし、「施設・設備の新設・更新工事」「維持管理工事」「特殊な資材」等については、各工事の発注形態（施設等の管理状況等も含めて）や資材種類等を考慮して、見積依頼先を選定する。

また、特定の協会等の団体が作成した見積は、独占禁止法に抵触する恐れがあるため、原則使用しないこと。

見積による単価決定の方法

見積は3社以上の徴収を原則とし、提出された見積りについては依頼時の仕様との確認を行うこと。単価の決定については異常値を排除した平均価格とする。

また、特殊資材の見積など3社以上の見積が困難な場合は「見積依頼先・単価決定のフロー(起工・変更時)」により判断する。

(3) 歩掛

工事・業務に用いる歩掛の決定については、以下1)～2)の順序とする。

1) 標準歩掛

各種積算基準に定められた標準歩掛

2) 見積歩掛

見積依頼

見積を徴収する場合は、原則として文書により依頼するものとし、依頼者は所属の長（積算業務を委託する場合は業務受託者）とする。

なお、依頼文書の発送や見積書の受理については、メール等を活用することも可能とする。

見積条件の明示

見積依頼文書には、「目的・内容・場所などの条件」「提出期限」を明示するとともに、提出される見積書には「見積価格は消費税抜き」「見積有効期限」「見積の情

報開示請求時の取扱い」を記載して作成するよう明示すること。

また、見積に使用する労務単価、資材単価及び機械損料などの単価は、佐賀県が公表している統一単価、物価資料に掲載がある単価を使用して見積を作成するよう明示すること。

見積依頼先

起工時の見積依頼先は、原則として見積を使用して発注する工事・業務に参加資格のある者から実績等を考慮して選定し、可能な限り多くの会社（最低5社以上）へ見積依頼を行うものとする。

変更時の見積依頼先は、工事・業務の受注者とするが、工事において自社施工とならない歩掛については、受注者の下請け業者に見積依頼することができる。

また、特殊な歩掛の見積など5社以上の見積依頼が困難な場合は、「見積依頼先・歩掛決定のフロー(起工時、変更時)」により判断する。

なお、特定の協会等の団体が作成した見積は、独占禁止法に抵触する恐れがあるため、原則使用しないこととする。

見積による歩掛決定の方法

提出された見積については、依頼時の仕様を満足しているかの確認を行うこと。また、採用する歩掛の決定については、総価による比較を行い、異常値を排除した平均直下の見積歩掛とする。

複数の歩掛を一緒に見積依頼する場合

複数の歩掛を含む工事・業務の見積を依頼する場合は、個別の工事・業務に使用する見積であるのか、一体の工事・業務に使用する見積であるのかを見積依頼文書に明示すること。

の総価とは、工事・業務における個別の歩掛の単位当たり価格や一体となる工事・業務一式価格を指す。

(4) 補足事項

1) 決定単価の算出について

単価の決定額は、有効桁3桁とし4桁以降切り捨てとする。但し、1社の見積で単価を決定する場合は、有効桁での切り捨てを行わない見積単価とする。

例：(1,940円+1,890円)÷2 = 1,915円 決定単価 1,910円

見積単価 115,600円 決定単価 115,600円

有効桁3桁が円未満となる場合は、円未満切り捨てとする。

例：(40円+41円)÷2 = 40.5円 決定単価 40円

見積単価 95.5円 決定単価 95円

単位換算が必要な場合の単価算出は、平均価格の算出後に有効桁での切り捨てを行い、単位換算後に再度有効桁での切り捨てとする。

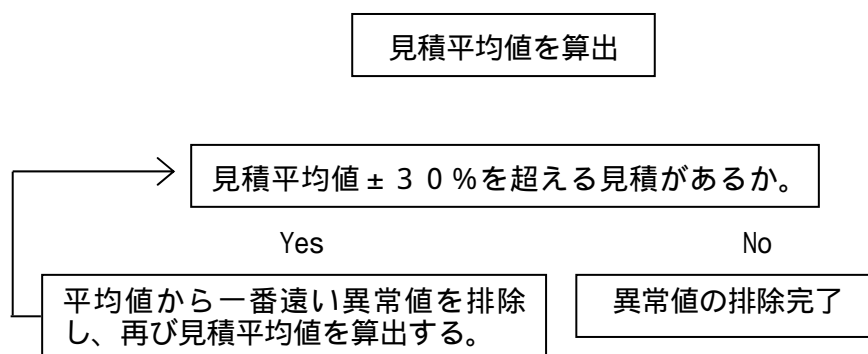
例：物価資料等で資材単価1本(L=4m)当り単価をm当りに換算する場合

(23,000円/本+24,500円/本)÷2 = 23,750円/本 23,700円/本

23,700円/本 ÷ 4m/本 = 5,925円/m 5,920円

2) 異常値について

異常値とは見積の平均値の $\pm 30\%$ を超えるものである。
異常値の排除の手順は下記によるものとする。



3) 提出された見積書の取扱いについて

(見積単価の改定について)

見積書において、単価又は物価資料を根拠に単価を決定されたものについては、見積の有効期限内において、積算時における最新の単価に改定して使用することとする。

改定に不都合がある場合は、その旨を見積書に記載すること。

記載の無いものは、改定に同意したものと取り扱う。

(情報公開請求時の取扱いについて)

提出された見積書が情報公開請求の対象となる場合があるので、提出する見積書へ情報開示請求時の取扱いを明記すること。

(開示請求時に対する記載例)

- ・この見積は他者に開示しないことを条件に提出します。
- ・情報開示請求があった場合、資料開示を承諾します。 など

記載の無いものは、資料開示に同意したものと取り扱う。

4) 設計業務等で徴集した見積書について

設計業務等で、業務受託者が概算工事費の算出を行うために徴集したメーカー見積等は工事発注・入札するための予定価格を算出するための資料として使用してはならない。

なお、業務報告書へは見積結果一覧表のみ添付する。

4. 適用

本要領は令和2年4月10日以降に公告する工事・業務に適用する。